

社会福祉法人新城福社会評議員及び役員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人新城福社会定款第9条及び第24条の規定に基づき、社会福祉法人新城福社会の評議員及び役員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

（報酬）

第2条 評議員及び役員には報酬を支給する。ただし、公務員等公職にあるものが評議員及び役員となった場合は、報酬は支給しないものとする。

2 当法人が経営する事業所の職員を兼ねる理事には支給しない。

（報酬の額）

第3条 報酬の額は、別表の定めるところによる。

（費用弁償）

第4条 評議員及び役員には、評議員会、理事会、監査及び理事長が承認した法人業務の執行等による出席に要する費用を弁償する。ただし、当法人が経営する事業所の職員を兼ねる理事には支給しない。

2 費用弁償は社会福祉法人新城福社会旅費規程によるものとする。

（公表）

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第7条 この規程に規定するもののほか、実施にあたっての細部についての必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	報酬の額	備 考
評議員	日額 3,500円	
理 事	日額 3,000円	
監 事	日額 3,000円	